

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

～12月10日から16日まで～

現在、日本政府では17名の日本人を北朝鮮による拉致被害者として認定しています。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を改め、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

日本人拉致容疑事案について情報をお持ちの方は、「能代警察署」までお知らせください。

能代警察署 ☎52-4311

町発注事業 入札結果のお知らせ

(50万円以上・税込み)

◇10月分◇

○バイオトイレ自家発電装置設備等工事

【工事請負者】(有) 田中設備工業

【請 負 額】1,627,500円

【工 期】平成21年10月30日

○清水岱団地下水道加入工事 第1工区

【工事請負者】荒川工業所

【請 負 額】1,601,250円

【工 期】平成21年12月4日

○清水岱団地下水道加入工事 第2工区

【工事請負者】(有) 中嶋工務店

【請 負 額】1,822,800円

【工 期】平成21年12月4日

○清水岱団地下水道加入工事 第3工区

【工事請負者】(有) 細田土木

【請 負 額】1,858,500円

【工 期】平成21年12月4日

○清水岱団地下水道加入工事 第4工区

【工事請負者】(株) 小山建設

【請 負 額】1,890,000円

【工 期】平成21年12月4日

○合併処理浄化槽設置工事7

【工事請負者】(株) 小山建設

【請 負 額】897,750円

【工 期】平成21年11月20日

○合併処理浄化槽設置工事8

【工事請負者】(有) 細田土木

【請 負 額】892,500円

【工 期】平成21年11月20日

たばこは地元から!!

～たばこ税は
貴重な財源です～



ついて、「地域におけるうつ対策を進めるためにどうする?身近な人のうつ」

【申込期限】

・11月25日(水)

【申込み・お問い合わせ先】

能代保健所

☎(55) 8023

あきた県民芸術祭2009

○アトリオンフェスタ

【日 時】

・11月29日(日) 13時

【場 所】

・アトリオン音楽ホール

【入場料】・500円

○あきたの文芸

・ワークショップ「ポエムデザイン スカッシュン」講演会

【日 時】

・11月29日(日) 10時

【場 所】

・アトリオン音楽ホール

○AKITA ART

JUNGLE 2009

【期 間】

・11月26日(木)～30日(月)

【場 所】

・秋田県立美術館、カレッジプラザ、アトリオン地下イベント広場

【お問い合わせ先】

秋田県県民文化政策課

☎018(860)1531

特設人権相談所の開設

毎年12月4日(金)から10日(木)までの1週間は『人権週間』となっています。

この週間に、藤里町の下記場所で特設相談所を開設します。

いじめ、登記、家庭内や近隣間のもめ事などの問題、困りごとを抱えている方は、お気軽にご相談ください。

なお、法務局、人権擁護委員はいつでも相談に応じています。

【日 時】 12月1日(火) 午前10時～午後3時

【場 所】 総合開発センター 1階和室

【地域の人権擁護委員】

・村岡 信和(☎79-1130)

・齋藤 満(☎79-1441)

・桂田 強(☎79-2134)

※相談は無料で秘密は守ります。

【お問い合わせ先】

藤里町町民生活課町民係

☎79-2113(内線:139)